

私道の市道編入に関する基準

一般交通の用に供されている私道を、用地寄付の申出により市道として編入する場合の基準及び手続きについては、次によるものとする。

第1 道路は、公道から公道に接続し、公共的利用価値があること。

ただし、片側のみ公道に接する道路であっても、他方が学校、公園その他の公共施設に接続している場合又は車返しのある行き止まり道路であって、将来において公道に接続する可能性のある場合は、この限りでない。

第2 道路の構造などは、次の要件を満たしていなければならない。

(1) 幅員は4.0メートル以上であること。

ただし、建築基準法(昭和25年法律第201号)施行前に築造された道路で、2.7メートル以上のもの、又は歩行者専用道路及び自転車専用道路として指定できるものは、この限りでない。

(2) 原則として舗装及び排水施設が整備されていること。

(3) 交差箇所には、原則として隅切があること。

(4) 線形及び勾配は、通行上支障のないものであること。

(5) 橋梁部分は、永久橋であること。

(6) 下水道施設については、原則として下水道施設計画・設計指針(社団法人日本下水道協会制定)に適合していること。

(7) 道路の占用物件は、原則として西宮市道路占用許可の基準に関する規程(平成15年西宮市訓令第10号)に適合したものであること。

第3 道路用地の権利関係などは、次のとおりであること。

(1) 道路用地部分の分筆登記がなされ、抵当権、地役権その他の権利制限がないこと。

(2) 不法占拠又は土地をめぐる紛争がないこと。

(3) 当該道路の所有者全員が、その土地の所有権を本市に無償で移転(寄付)するものであること。

第4 寄付を行おうとする場合は、あらかじめ私道の市道編入事前審査依頼書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

第5 寄付手続きにおいては、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1) 道・水路敷寄付申込書(様式第2号)

(2) 登記承諾書 兼 登記原因証明情報(様式第3号)

付 則

私道の市道編入基準（昭和４２年１２月１日実施）及び市道編入基準実施細則（昭和４２年１２月１日実施）は廃止する。

付 則

この基準は、昭和６０年９月１２日から実施する。

付 則

この基準は、平成３０年７月３０日から実施する。